

## 感染症・予防接種レター (第77号)

日本小児保健協会予防接種・感染症委員会では「感染症・予防接種」に関するレターを毎号の小児保健研究に掲載し、わかりやすい情報を会員にお伝えいたしたいと存じます。ご参考になれば幸いです。

日本小児保健協会予防接種・感染症委員会

委員長 多屋 馨子	副委員長 岡田 賢司	乾 幸治	三田村敬子	並木由美江
菅原 美絵	津川 毅	古賀 伸子	三沢あき子	渡邊 久美

## 保育園で行える予防接種の推奨

乳幼児が集団で過ごすためには、安全で衛生的な環境が必要であるが、抵抗力が未熟な子どもたちは感染症にかかりやすく、このような子どもたちが長時間生活する保育園では、どうしても感染が広まりやすくなる。そのため、子どもの健康を守り重症化を防ぐうえで、予防接種は重要になる。

保育園では、厚生労働省が作成した「保育所における感染症対策ガイドライン」を参考に感染症対策が行われている。感染症の予防には、感染源対策、感染経路別対策、感受性対策（予防接種等）、健康教育があり、予防接種は重要な対策の一つとなる。職員はもちろんのこと、保育園で実習する学生も予防接種で子どもたちと自分自身の健康を守る必要がある。保護者の中には、予防接種後の副反応を心配したり、予防接種に対してさまざまな考えをもっている方がいる。保育園の看護職は、健康管理としてなぜ予防接種が大切なのか、入園説明会や、保護者会などで説明する機会を設けることにより啓発に努めることが大切である。

- 感染症の予防にはワクチンの接種が効果的である。感受性がある者に対して、あらかじめ予防接種によって免疫を与え、未然に感染症を防ぐことが重要である。
- 入所前に受けられる予防接種はできるだけ済ませておくことが重要である。
- 子どもの予防接種の状況を把握し、定期的予防接種として接種可能なワクチンを保護者に周知することが重要である。
- 職員のこれまでの予防接種の状況を把握し、予防接種歴及び罹患歴がともにない又は不明な場合には、嘱託医等に相談した上で、当該職員に対し、予防接種を受けることが感染症対策に資することを説明することが重要である。

「保育所における感染症対策ガイドライン」より

### I. 新入園時が啓発の1回目のチャンス！

産休明けすぐから入園してくる子どもたちは、まだ予防接種を受けていないことも多く、新入園のお子さんの入園面接がまず第1回目の啓発チャンスとなる。健康面の面接を行うときに、母子健康手帳を確認し、予防接種が順調に進められているかを確認する。入園前健康診断の際に、主治医や嘱託医に予防接種が順調に進んでいるかを確認してもらい、保育園内で情報共有しておく。順調に進んでいない場合は主治医や嘱託医と相談して予防接種を推奨する。1歳未満のお子さんは麻しん風しん混合（MR）ワクチンや水痘ワクチンの定期接種時期に達していないため、接種について、入園後、主治医や嘱託医と相談して、計画的に接種することを勧める。また、保育園の入園面接では、「なぜ予防接種をすることが大切か？」を保護者に伝える。

しかし、子どもはワクチン接種日に体調を崩したり、保護者の就労状況によっては、予定通りに予防接種を受けることが難しくなる場合もあるので、受けられなかった日に次の接種スケジュールを組んでもらうことも大切である。

### II. 保護者に予防接種のアプローチを！

入園前面接や入園説明会のときに、保護者の感染症罹患状況や予防接種状況についても、プライバシーに配慮しながら確認する。保護者の中には、自分の予防接種歴を覚えていない人が多いので、認識してもらう良い機会となる。

特に風疹については、現在、首都圏を中心に、全国的に患者数が増加している。昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性と、昭和54年4月2日から昭和62年10月1日生まれの男女は「要注意」と言わ

れており、保護者の中には、これらの生年月日の人が多いと思う。

厚生労働省は、「風しんに関する特定感染症予防指針」を改正（平成29年12月21日一部改正，平成30年1月1日適用）し，風疹の予防対策を強化しているので，保護者に情報提供し，抗体検査と予防接種を勧める良い機会となる（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/rubella/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/rubella/index_00001.html)）。

保育園は子どもたちだけではなく，保護者の中に妊娠中の方も多くいるので，感受性のある状態をできる限り早く解消してもらえるように努める。

### Ⅲ. 外国籍の子どもへの対応

法務省の在留外国人統計によると，2016年現在の在留外国人数は約238万人となり，このうち，0～5歳の子どもの数は約13万人と報告されており，外国人の子どもの保育園への入所も増加傾向にあることが予想される。

予防接種は国によって受けるワクチンの種類が違い，五種混合や六種混合ワクチンを使用している国もありスケジュールそのものが違っている。入園後は子どもたちの接種状況の把握をするために日本のワクチンとの整合性を確認しておく必要がある。

保護者に子どもの健康状態や感染症罹患歴，予防接種歴等を確認する際に，保護者に協力を依頼して，通訳の人を紹介して頂くこともある。保育園で生活するうえでの予防接種の大切さ，健康管理，感染症にかかった際の登園基準についても説明しておく。必要に応じて，外国語のパンフレットを用意している保育園もあ

るようである。また，宗教上の理由で予防接種を受けていないことがある。円滑に予防接種が受けられるように，主治医や嘱託医と連携して対応する。

日本の母子健康手帳を持っていない保護者には，役所や保健所等に相談するように情報提供しておくことも大切である。予防接種についての情報を外国語で提供している自治体もあるので参考になる。また，公益財団法人予防接種リサーチセンターから，英語，中国語，韓国語等16ヶ国語に翻訳した外国語版「予防接種と子どもの健康2019年度版」が発行されているので参考になる（<http://www.yoboseshu-rc.com/>）。

### Ⅳ. 予防接種状況の管理

健康管理の一環として，入園時に母子健康手帳等の記録を確認して予防接種歴および罹患歴を記録し，クラスごとに一覧表を作ったり，ワクチンごとに一覧表にしておくこと全体を把握しやすく感染症対策に役立つ。入園後に新たに予防接種を受けた場合は，すぐに保育園に報告をしてもらうことが子どもの健康観察をするうえで大切である。記録を更新する仕組みを作っておくことで，感染症発生時に迅速な対応を行うことが可能となる。

また，四種混合（DPT-IPV）ワクチン等の追加接種を忘れていたことがよくみられる。一覧表を用いて園児の健康診断の前などに定期的に確認を行うことで，接種もれを防ぐ機会となる。順調に予防接種を受けることで，子どもたちの健康が守られることを期待する。

（渡邊 久美）